

市民の皆様へ

## 公益目的事業費に充てる「寄附金」のお願い

### 1 寄附金募集の趣意

中京納税協会は、平成23年4月1日に「公益社団法人」としてスタートしました。

公益法人として、地元企業及び地域社会の発展に貢献するために行う公益目的事業の運営資金として、会員はもとより一般の方々にも寄附金をお願いするものであります。

### 2 寄附金

- 平成26年4月1日から募集を開始します。

寄附金額：一口5,000円（口数の上限はありません。）

口座名：「公益社団法人 中京納税協会」

振替口座 ・ゆうちょ銀行

【口座記号番号】00910-5-0202087（払込票有り）

振込口座 ・京都銀行 三条支店 普通預金【口座番号】5020394

### 3 税制上の優遇措置

- 法人等納税者の寄附は、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、損金算入限度額が設けられています。

損金算入限度額＝（資本金等の金額の0.375%＋所得金額の6.25%）×1/2

- 個人納税者の寄附は、所得控除が適用されます。

所得控除額＝寄附金総額－2,000円

- 後日、受領証をお届けします。税務申告の証拠書類となりますので、大切に保存して下さい。